

# 週報みえぎよれん

★浜に身近な話題をお届けする関係者向けミニ情報誌★

編集・発行

JF 三重漁連指導部

TEL:059-228-1205

FAX:059-225-4511

本紙は三重漁連ホームページ (<http://www.miegyoren.or.jp/>) での閲覧を推奨します (PDF ファイル)。

## 青さのり初市開催

- 1月28日(木) 松阪市 -



三重県が全国トップの生産量を誇る青さのりの初市が1月28日(木)、のり流通センターにて行われた。

黒潮による高水温の影響で全体的に漁期が遅れたものの、津市～紀北町の各産地から約12トンが出品され、1kgあたりの平均単価は3,756円という結果となった。

## 2020年度漁協税務・業務研修会

-1月25日(月) 津市-

1月25日(月)、水産会館において、漁協税務・業務研修会が開催された。

本研修会は、漁協における決算・税務申告や日常業務の適正化を図ることを目的に三重漁連が開催しており、当日は漁協実務担当者等26名が参加した。

研修では、津税務署から令和2年度法人税関係法令・消費税法の改正点や、令和5年10月から導入される適格請求

書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に関する実務上の留意点、契約書・領収書の印紙税に関する説明が行われた。

また、昨年12月の改正法施行により水産業協同組合法(水協法)における漁協模範定款例が変更されたことを受け、三重県庁から各漁協の定款変更に向けた概要説明が行われたほか、三重漁連からは、業務報告書における科目設定や民法改正に伴う組合業務での留意点等について説明がなされた。

## 漁業者の皆様へ

—無線利用適正化のお願い—

東海総合通信局と海上保安庁が行う船舶に設置された不法無線局の取締りにおいて、無線局の廃止または有効期限が切れた後も無線設備をそのまま設置している漁業者が電波法違反の疑いで多数摘発されています。

船舶に無線機器を設置する場合は、以下の5点を十分注意してください。

### 無線利用適正化のための注意点

① 無線局を開設する場合は必ず免許申請を行い、無線局免許を受けてから運用を行うこと

無線従事者免許を持っていても、無線局免許を受けずに無線局を開設すると

電波法違反となります。

## ② 無線局免許の有効期限を確認し、再免許申請の手続きを行うこと

漁業用船舶に開設する無線局(27MHz帯特定船舶局)は5年ごとに再免許申請手続きが必要です。免許有効期限が過ぎたまま無線設備を設置していると電波法違反となります。

## ③ 無線局免許がある船舶を譲り受けた場合は、無線局免許の承継手続きを行うこと

承継手続きを行わずに無線設備を設置していると電波法違反となります。

## ④ 無線局を廃止したら、直ちに無線設備等を撤去すること

無線局廃止届を提出した後、無線設備を設置したままにしていると、無線従事者免許を持っていても電波法違反となりますので、必ず撤去してください。すぐに撤去が難しい場合でもアンテナだけは外して船舶から下してください。

## ⑤ 無線局免許が切れて、使用しない無線設備等は直ちに撤去すること

無線局免許が切れた無線設備を設置したままにしていると、実際に使用していなくても電波法違反となります。今後免許を受ける予定がある場合でも、アンテナだけは外して保管してください。

### 【予告】男女共同参画フォーラム

- 3月7日(日)・津市 -

三重県と(公財)三重県文化振興事業

団は3月7日(日)、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、『男女共同参画フォーラム』を開催する。

同フォーラムは、皆がいきいきと暮らせる男女共同参画社会づくりのために県内各地の人々が様々なテーマで考え、交流する場をつくることを目的に毎年開催されているもので、今年は作家の川上未映子さんをゲストに迎えたホールイベントや、テーマの異なる複数の分科会を開催する。また、農山漁村の担い手確保等を目的とした『農山漁村のつどい』を同時開催としており、分科会の一つで講演・ワークを行うほか、農林水産物や加工品の即売が行われる予定。

※事前申込制(先着順)・参加費無料です。詳細は、三重県のホームページ内でご確認ください↓

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0011500292.htm>

※新型コロナウイルスの動向により内容変更や中止となる場合があります。

### 【主な予定】

○2月5日(金)

黒のり第5回汐(松阪)

○2月11(木)

青さのり第2回汐(松阪)

本文の無断転載・転用等は固くお断りします。